

鞍ヶ池公園における大屋根下イベント使用について

鞍ヶ池公園における大屋根下イベント使用について、以下のとおり運用ルールを定めました。

1 申込の受付 ⇒ イベント使用する月の6か月前の1日から申込可

イベントとして鞍ヶ池公園をご利用の場合は、開催月の6ヶ月前の1日から申し込みを受け付け致します。

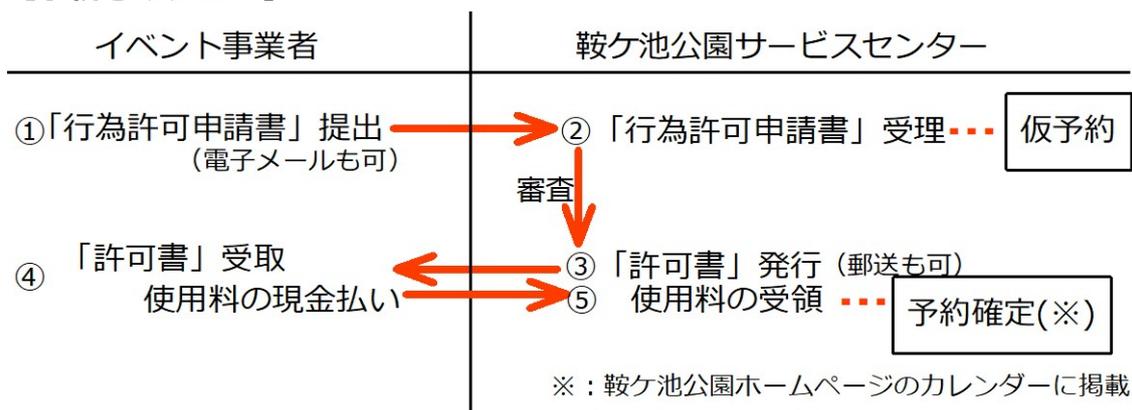
例1：8月5日（土）に使用したい場合は、2月1日より申込可。

例2：9月30日（土）～10月1日（日）で使用したい場合は、9月30日（土）の分は6か月前の3月1日より、10月1日（日）の分は4月1日より申込可。

2 申込の方法 ⇒ 使用料の受領で予約確定

- ・イベントの申し込みの方法は、「行為許可申請書」を鞍ヶ池公園サービスセンターへご提出ください。（この段階では、仮予約となります）
- ・内容を審査した上で鞍ヶ池公園サービスセンターより「許可証」を発行いたします。
- ・「許可書」をお受け取りいただき、記載の使用料をお支払いいただいた段階で予約確定となります。

【手続きのフロー】



3 事業者間でイベント希望日が重複する場合

複数のイベント事業者様が同一の日程をご希望の場合の取り扱いにつきましては、下記のルールと致します。

区分	取扱い
(1)仮予約中	・事業者間でご調整をお願いいたします。 (必要に応じて指定管理者を介して調整)

(2)予約確定後	<ul style="list-style-type: none"> ・予約確定したイベント事業者様は、優先的にイベント開催できますが、事業者間の調整により共催も可能と致します。 (ただし、予約確定の事業者様のご意向を優先いたします。) ・市や公共的団体からイベント開催希望があったときは、共催を基本とすることをご了承いただきます。
-----------------	--

4 イベント規模の制限

多くの来園者の方々に御満足いただける様に、大屋根広場下のご利用についてイベントエリアの制限を設けさせていただきます。

期間	大屋根下イベント使用可能割合
3月1日～11月30日	5割程度
12月1日～2月28日	8割程度

※使用エリアやレイアウトは指定管理者と要協議となります。